

# 長瀬町

## 令和7年度ごみ収集日程（事業所用）

### 可燃ごみ

収集地区	収集日（曜日指定）	収集を休止する日
全地区	毎週月・木	令和8年1月1日

### 不燃ごみ

収集地区	収集日（日付指定）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長瀬 本野上 中野上 野上下郷	1 15	1 19	2 16	1 15	1 19	1 16	1 16	1 17	1 16	5 20	2 16	2 16
矢那瀬 岩田 井戸 風布	2 15	2 19	3 16	2 15	2 19	2 16	2 16	4 17	2 16	6 20	3 16	3 16

- ① ごみは、**収集日の朝8時まで**に必ず事業用の指定ごみ袋に入れて口をしっかりとしばり出してください。
- ② 不燃ごみの収集日は、一般家庭と異なります。
- ③ 飲食用の空きカンは中をキレイにしてつぶさず、飲食用の空きビンの中をキレイにして、キャップは必ず取り外して出してください。
- ④ 蛍光灯・電球・小型充電式電池ライター・乾電池・電子タバコ等  
は出せませんので、秩父環境衛生センターに持込みをしてください。  
なお、直管蛍光灯で持込みできるのは長さ1260mmまでです。（32W:長さ1231mm 40W:長さ1254mm）
- ⑤ 事業所へのごみ収集には、資源ごみはありません。資源ごみは業者に依頼する等リサイクルにご協力ください。
- ⑥ 産業廃棄物や感染性廃棄物等は、専門の処理業者へ依頼してください。

問い合わせ先

秩父広域市町村圏組合

電話24-8050